

電気工事

展示室で電気を利用する場合は（電気機器の持込み）、利用開始日の10日前までに「電気利用届出書」を提出し、当センターの承認を受けてください。

電気工事が必要な場合は、利用者負担で電気工事を行っていただきます。

電気事業法・電気工事士法・電気設備技術基準等の関係法令に基づいて設営し、当センター職員の点検を受けてください。

■ 電気設備の容量とコンセント設備

電気設備容量（各階）	単相 100 / 200V 80kVA	三相 200V 50kVA
コンセント設備（各階）	天井取付け 抜け止め式・壁コンセント	単相 100V 15A

1. 電気工事に必要な書類

利用開始日の10日前までに下記の書類を提出してください。

届出事項に変更があった場合は、当センターの施設管理グループへ連絡してください。

《提出書類》

- ・「電気利用届出書」
- ・「電気工事配線図面（縮尺1/200）」（利用階ごと）
- ・「展示室使用電力算出表（天井コンセント番号・仮設盤別容量表）」（利用階ごと）

※夜間送電を希望する場合

- ①「電気届出書」の特記欄「夜間送電」ありに
- ②「展示室使用電力算出表」夜間送電するコンセントあるいはブレーカ番号に○印を記入

2. 設営上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配線はできません。
- 床配線する場合は、線被等の保護措置を講じ、事故防止に万全を期してください。
- 水気のある場所で使用する電気機器、誘導障害を嫌う機器（パソコン等）は、必ず接地してください。
- 電源電圧が200V以上の機器は必ず接地してください。
- 分電盤室からケーブルを引出し、仮設盤を設ける場合（単相三線式、三相三線式の場合）、そのケーブルの長さが8mを超える場合は、公称断面積14[mm²]以上のケーブルを使用してください。
- 火災報知器用煙感知器の真下に煙、湯気の発生する器具（IH調理器等）を設置しないでください。
- 水や油が飛散する恐れのある場所（電気調理器の周囲の床、壁、上部）はシート等で養生してください。
- 電気消費量が相当多く見込まれる場合には、作業責任者が常駐し管理してください。

3. 設営連絡と通電

- 工事が完了したときは、施設管理グループへ連絡してください。
届出図面どおりの設営となっているか現場にて確認いたします。
通電に先立ち、当センターが絶縁抵抗測定等を実施し、安全確認の上で通電します。
- 夜間通電がある場合には、現場にて当センター職員へお知らせください。
- 絶縁抵抗を測定する際は、ブレーカーを全て入れてください。
- 絶縁抵抗値が0.1[MΩ]以下（200V回路の場合0.2[MΩ]以下）の場合は、送電できませんので、改善策（使用機器を取替える等）を行ってください。
- コンセント回路は末端で電圧確認をしてください。